

船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例の改正あたり設置予定の指定 喫煙所についての質問

令和3年（2021年）4月26日

船橋市長 松戸 徹様

提出者

「タバコ問題を考える会・千葉（略称 TMKC）」
代表世話人 紅谷 歩 野田市山崎 2701-1-301
副代表 利根川 豊子 船橋市大穴北 3-13-10

貴職におかれましては日頃より船橋市の発展の為に尽力賜り感謝申し上げます。

船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例の改正にあたり JR 船橋駅北口に設置予定の指定喫煙所について、情報公開請求と市担当者様からの説明により今回の指定喫煙所の実施にあたっての検討内容・決定プロセス等を伺ったところ、指定喫煙所の設置場所や運用方法について十分な検討がなされておらず、また、事業を実施する業者の選定は透明性・公平性を欠いているように思われました。つきましては事業に関する以下の質問を提出させていただきます。5月14日（金）までに書面にてご回答頂きますようお願い致します。

回答の提出先：メール：info@tmkc.org、郵送：〒278-0022 野田市山崎 2701-1-301

なお、今回の質問への内容・回答については、全てまたは一部は当会のホームページや SNS、マスコミ等により公表させて頂くとともに、医療関係団体・学会に報告させて頂く場合がございます。

質問項目

1、JR 船橋駅周辺に指定喫煙所を設置するにあたり、2019年2月に喫煙所の設置場所を検討する段階で船橋市が日本たばこ産業（以下、JT）に相談をして以来、最終的に喫煙場所や設置方法等が決定するまで全て JT1 企業のみと相談して事業内容を決定しています。一方で、他の自治体では名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業のように公募により喫煙所の場所や設置事業者を決定する事で公平性を保つ取り組みがされています。

今回の事業は市の予算を用いて実施する事業となります。1企業のみと相談して事業を行う事を予定しておりますが、今回の事業が透明性・公平性が確保された事業である事を説明して下さい。

2, JR 船橋駅北口の指定喫煙所の設置場所は子どもや妊婦をはじめ多くの市民が通り、多くの方にとって通勤・通学・生活のため通行せざるを得ない場所です。通行人に望まない受動喫煙被害を生じる事が懸念されますが、今回の事業で受動喫煙被害を生じる可能性の有無についてお答え下さい。また、望まない受動喫煙被害を生じる可能性がある場合、今回設置する指定喫煙所は改正健康増進法に違反している施設となるのではないのでしょうか。今回の事業で設置する指定喫煙所が健康増進法に反する施設とならないか、船橋市のお考えをお答え下さい。

3, 指定喫煙所に喫煙者が集中し、定員以上が利用する等して喫煙所が適切に運用されず、周囲に想定外の受動喫煙被害を生じる可能性があります。また、他の自治体の事例のように喫煙所の外で喫煙する事例が生じ、想定外の受動喫煙被害を生じる可能性があります。指定喫煙所が適切に運用されない状態が続いた場合の指定喫煙所の運用方針についてお答えください。

4, 今回の事業の透明性について検討するため、以下の費用についてお答え下さい。

①指定喫煙所の設置とそれに伴う 2 年間の実証実験の実施にかかる費用について、船橋市が負担する費用と JT が負担する費用のそれぞれについてお答え下さい。

②今回の事業を行うにあたり、準備段階から現在までに船橋市が JT に支払った費用と、今後実証実験が終了するまでの 2 年間の間に JT に支払う予定の費用、事業終了後に JT に支払う予定の費用をお答え下さい。

③2 年間の実証実験終了後に指定喫煙所を継続して運用する事となった際に、1 年間の事業継続にかかる費用の見積もりをお答え下さい。

④2 年間の実証実験終了後に指定喫煙所を撤去する事となった際に、船橋市が負担する費用の見積もりをお答え下さい。

5, JT の協力を得て実施する今回の事業（実証実験）は、喫煙者の禁煙の機会を奪い、また、公共の場で喫煙する大人の姿を見た子ども達が喫煙に関心を持ち喫煙開始に繋がる可能性があり、結果的に「喫煙を推進する」事業となる可能性があります。また、JT にとっては「社会的責任」と称した広告戦略と考える事もでき、たばこ規制枠組み条約（FCTC）の第5条3項のガイドラインに抵触した条約の理念に反した事業となる事が懸念されます。

今回の事業が FCTC の理念と第5条3項のガイドラインを遵守した事業である事を説明して下さい。

以上